

注意喚起情報

「生活復旧費用プラン」重要事項説明書

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険をご契約いただくお客様へ（ご契約の前に必ずお読みください）

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みくださいようお願いいたします。
本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険普通保険約款・特約集」をご参照ください。
また、ご不明な点については、代理店または当会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（申込みの撤回等）について

クーリングオフ制度とは、お申込人またはご契約者が、お申込みから一定期間であればご契約の撤回等が行える制度です。
クーリングオフは、ご契約を申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、当会社の下記＜送付先＞に必ず上記期間内に（8日以内の消印有効）郵便にてご郵送ください。

＜送付先＞

〒060-8635 札幌市中央区南1条西6丁目20番1号
富士火災札幌ビル 5階

常口セーフティ少額短期保険株式会社
クーリングオフ係

— 記載事項 —

- ① クーリングオフする旨の記載
- ② ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
- ③ 契約申込日
- ④ 契約の種類
- ⑤ 保険証券番号
- ⑥ 取扱代理店

※お電話、ファックス、E-mailなどのお申し込みは受付できませんのでご容赦ください。
クーリングオフされた場合には、すでにお支払いになった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。
また、当会社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただく場合がございます。

次の契約は、クーリングオフができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債権の履行を担保するためのご契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約 等

2. 告知義務について

ご契約者には、契約上重要な事柄について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

＜告知をしていただく事項＞

- 申込人（契約者）は、現在当会社の契約を100件超ご加入されているかをご申告ください。
- 入居者（被保険者）は、これから加入される保険契約と保険期間が重複する契約が当会社に付保されているかをご申告ください。
- 入居物件が賃貸借契約に基づく住宅で、かつ住宅として使用するかをご申告ください。
- 申込人（契約者）が借戸室に入居する者、もしくは賃貸借契約書の借主であるかをご申告ください。

申込書の記載事項（申込人告知事項）が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当会社は告知義務違反として契約を解除することがあります。

※募集代理店およびその担当者には、告知受領権がありませんので、お客様または被保険者が口頭でお話しされても告知をいただいたことにはなりませんのでご注意ください。

3. 通知義務について

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく代理店または当会社にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

＜通知をしていただく事項＞

- 借戸室を転居のため変更した場合
- 借戸室が賃貸住宅でなくなったときおよび住居用に使用しなくなったとき
- 賃貸借契約の借主でなくなったとき
- 契約者の住所を変更する場合
- 契約者または被保険者を変更する場合

契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。保険金請求人の保険金請求は、保険金請求書に当会社の要求する損害見積書等、その他当会社が求める書類を添付し、損害の発生を通知した日または損害賠償請求確定日から遅滞なく当会社に提出しなければなりません。

4. 保険責任開始期について

ご契約は、保険期間開始日の零時に始まり、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては、保険金のお支払いはできません。

5. 当会社以外の保険と重複した場合の保険金の支払について

他の保険会社から保険金が支払われていない場合、他の保険会社への付保内容を告知いただいたのち、当会社の保険契約の支払責任額を全額お支払します。

6. 保険金をお支払できない主な場合

(1)このご契約では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険普通保険約款」の保険金を支払わない場合の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ①契約者、被保険者、入居者※またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②戦争、革命、内乱その他これら類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波

※入居者とは、借戸室に同居する(1)被保険者の配偶者(2)被保険者またはその配偶者と生計を共にする子および父母・兄弟・姉妹・祖父母・孫(3)賃貸借契約書等で被保険者と同居することが明記された方、をいいます。

(2)以下によって生じた損害に対しては、生活復旧費用保険金をお支払いしません。

- ①家財の擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または家財の汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害

(3)以下によって生じた損害に対しては、第三者に対する賠償責任保険金をお支払いしません。

- ①被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ②航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ④被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

(4)以下によって生じた損害に対しては、貸主に対する賠償責任保険金をお支払いしません。

- ①風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらものの漏入により生じた損壊
- ②被保険者が管理物件(借戸室等)を貸主に引き渡した後に発見された管理物件の損壊に起因する損害賠償責任
- ③被保険者が借戸室を明け渡す際に清掃等が行われた損壊
- ④被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に補修、交換、張替え等が行われた量、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊

(5)一時に多くの保険金の支払事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

7. 請求権の代位および残存物の代位について

- (1)当社が保険金を支払ったときは、その支払った保険金を限度として被保険者がもつ損害賠償請求権は当社に移転します。
- (2)保険の目的物が滅失し保険金を支払った場合、当該保険の目的物の所有権は当社に移転します。

8. 保険料の払込猶予期間、契約の失効について

- (1)保険料の払込猶予期間はありません。
- (2)保険契約が失効する場合
以下のいずれかの事実が発生した場合は、保険契約はその効力を失います。
 - ①借戸室の全部が消滅したとき
 - ②借戸室が住宅以外の用途に使用されることになったとき
- (3)この保険の収支を検証して保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、更新時において保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

9. 損害保険料控除

この「生活復旧費用プラン 賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」の保険料は保険料控除の対象とはなりません。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、皆様の大事な個人情報を以下のとおり取扱います。

- (1)利用目的について
 - ①適正な契約の引受けおよびそれに関する業務
 - ②適正な保険金のお支払いおよびそれに関連する業務
 - ③契約に付帯されるサービス提供のほか、満期・継続のご案内、当社および関連会社または提携先の保険その他各種商品・サービスのご紹介
 - ④統計資料の作成
- (2)外部への情報提供について
 - ①再保険のため、本契約に関する情報を再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
 - ②不適切な契約引受けや保険金支払を未然に防ぐための他の保険などとの間の情報交換

(詳細は当社プライバシー・ポリシー(当社ホームページ <http://www.safesafe.co.jp/>)をご覧ください)

11. その他法令による注意事項(その1)

当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。
同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3(保険契約の移転等における資金援助)第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

12. その他法令による注意事項(その2)

- (1) 保険金支払事由が集中して発生した場合または当会社の予測を超えて発生すると見込まれた場合で、当会社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
- (2) この保険の収支を検証して不採算となる場合で、更新契約の引受けが困難となった場合には、更新契約をお引受けできないことがあります。
- (3) 少額短期保険業者が引き受けられる保険契約の要件

- ① 保険期間は損害保険の場合2年までとなります。
(保険業法施行規則第211条の30第3号イ)
「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」の保険期間は1年間および2年間のいずれかとなります。
- ② 保険金額は損害保険の場合1被保険者について1000万円までとなります。
(保険業法施行規則第211条の30第3号ロ)
当社は「保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)」附則第16条に定める経過措置の適用を受け、経過措置期間中は1被保険者について保険金額4900万円までの引き受けを行うことができます。
- ③ 1 保険契約者について引き受けするすべての被保険者の総数は、100名までとなります。
(保険業法施行規則第211条の30第3号ハ)
- ④ 当社は「保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)」附則第16条に定める再保険契約を以下のとおり締結いたしております。

(再保険会社)

トランスアトランティック・ラインシュアランス・カンパニー

(再保険金額および内容)

1被保険者あたり1回の事故による支払保険金が1000万円を超える部分に対する超過損害額再保険

(再保険契約の期間)

毎年4月1日を開始日とした1年間を再保険期間とする継続契約。但し、当該期間中に当社が引き受けた保険契約が終了するまでの間、再保険責任を負う。

13. インターネットでの契約内容確認について

インターネットにての契約内容確認を選択されたご契約者は、いつでも下記当会社ホームページで契約内容をご確認いただけます。
当会社ホームページ：<http://www.safesafe.co.jp/>
お申込みをいただいてから、ホームページにての内容確認まで、多少の日数がかかります。

14. ご意見・苦情等のお申し出について

当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出に際しましては下記の「お客様相談室」をご利用いただけます。

常口セーフティ少額短期保険株式会社 「お客様相談室」
電話 011-271-8816
受付時間：平日9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

15. 指定紛争解決機関について

当社は、法律に定められた指定紛争機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」
<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

電話(フリーダイヤル) 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00
(土日、祝祭日、年末年始を除く)

お引越される場合は！

保険の解約手続が必要です。または異動(新しい賃貸物件に保険の対象を移す)の手続が必要です。必ず契約証記載の代理店へご連絡ください。

当会社への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

Tel 011-271-8816

(受付時間：平日の午前9時～午後5時)

事故が起こった場合には、ご契約の代理店または
当会社へご連絡ください。

フリーコール0120-889-212

(受付時間：平日の午前9時～午後5時)